

御成敗式目第四二条の規定をめぐって

——中世の所有と法についての一試論——

奥野 中彦

【要約】 小稿の目的は、式目第四二条規定の理解をひとつの突破口として、わが国中世における所有と法の問題を考えようとするところにある。式目四二条には、百姓の去留においては民意に任すべしという但書がある。しかしこの条項は但書といいながら、わが国中世の特質を考える素材にしばしば利用される。しかしこの条項の従前の理解には一種の飛躍があるという立場から、まず百姓といわれるものの歴史の生成から考えた。式目の百姓とは、王朝国家段階の百姓（その段階において収取の基礎として再把握された農民）が荘園村落形成のなかで、村落成員≡名主と非成員とに分裂支配をうけるにいたるが、その後者——荘園村落非成員としての社会的身分におとしめられたものを指すこと、したがって第四二条規定は百姓身分にたいする身分規定のあらわれにほかならぬとした。さらに中世における所有の歴史的形態たる職には矛盾対立の契機が内在し、それは領主的所有（≡職の体系）対農民の保有（≡農民的職の成立・分化）の形をもつてくること、農民的職の成立によって一見、中世における職の秩序は完成したようであるが、それは中世農民の人民的成長の指標にほかならぬとした。さらに職が売買・譲与の対象となるという特質は、中世における身分をあたかも関係をしめすぎないような認識すらひきおこすが、それは身分の浮動性ではなく得分権の移動をしめすにすぎず、多様な職の分化における収取関係の錯綜も、身分が維持される限りにおいて、その永続性・確実性を保証するものであった、ということ述べた。

史林 五二巻四号 一九六九年七月

はじめに

御成敗式目第四二条には次のようにある。^①

一、百姓逃散時逃毀令損亡事

右諸国住民逃脱之時其領主等称逃毀抑留妻子奪取資財所
 行之企甚背仁政若被召決之処有年貢所当之未済者可致其
 償不然者早可被糺返損物但於去留者宜任民意也
 いわんとすることは、「百姓」逃散において領主らがや

もすれば直ちに逃毀と称して「百姓」の妻子を抑留し資財を奪取する行為に出るのをとどめるべく、まず召決にあたって、もし年貢所当の未済のときはその償をなさしめ、しからざるときは損物（＝領主らが抑留奪取せる妻子・資財）を返還せしめる。しかし「百姓」の去留においては民意に任し、領主らこれを拘束すべからずというのである。この民意に任せよ云々にたいしては、夙に積極的に理解され、それは鎌倉幕府が「民意を尊重した一端をしめすもの」として民権史上頗る注目に価する」という評価がなされている。

しかし右のような民意云々に対する積極的評価は、単に文面的解釈からのみではなく、中世における職の問題、その理解評価からも支持されているのである。中世における職は、領主的職にはじまって農民的職まで発生し、職は社会のすみずみにいたるまでこれをとらえた感があり、その意味で中世社会は職の世界であるといわれている。この職がその特質として、売買・譲与が可能であったことが、他方における、社会的変動になる身分的浮沈の激化現象とともに中世の身分は關係をしめすにすぎないという見解を生んでいるのである。またこの職の理解から、さきの「百

姓」の去留においては民意に任すべし云々も、農民一般にたいする去留の自由の規定としてうけとられ、ひいてはそれは中世社会における「自由」の問題にまで拡大されるのである。

しかし大凡、特定の發展段階における特定の法の理解には、法がいかなる社会の要請に應るべく立法せられたかが問われねばならないであろう。式目第四二条規定に即していえば、「百姓」という階層概念それ自体、歴史的内容をもつものである。また去留においては民意に任すべしということから、中世における「自由」の問題をひきだすとすれば、その場合の自由とはなにかにたいするいかなる性格の「自由」かが明瞭にされねばならない。民意を尊重された「百姓」が己れの居住の地を去った場合、「百姓」のうるものはたしてなんであったのか、去留の自由がはたして「百姓」にとってその民意が尊重されたことになるのであろうか、等々つきつめて考えなければならぬことはまた少なしとはしないであろう。小稿では、時代の法の認識には所有制の理解を前提にしなければならぬという主張のもとに、式目第四二条の規定にしぼってその法的性格を

考え、あわせ中世の法の特質に迫まるべきひとつの出発点をえたいと思う。

① 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法』二四〇頁。

② 植木直一郎『御成敗式目研究』二二八頁。

一 「百姓」の歴史的生成

一〇～一二世紀、いわゆる王朝国家段階の研究は、荘園ないし荘園制の究明という視角から論究されるのが一般的であった。これにたいして荘園に対比される公領の面の追究の重要性をいた人に早く清水三男氏がいた。氏は具体的に、武士の公的な面、いいかえれば地方の治安の維持者・擁護者としての存在に注目し、武士と地方制度、律令制のもとにおける地方制度としての国郡郷里が武士によっていかにうけつがれ、新生されようとしたかを追究された。^①この清水氏によってきりひらかれた問題視角は、その後多くの人によって継承され展開されている。国衙支配体制の変化、国衙と領主制との連関ということを追究された松岡久人・上横手雅敬氏らの業績、また鎌倉幕府の本質を律令

国家機構との関連において、とくに国衙とのかかわりあいということから追求された石井進氏の研究等は、いずれも荘園に対比さるべき公領問題の重みというものを認識させるものであったといえる。こうしたなかで、荘園の究明も荘田請作田堵の荘・公両属性ということより、荘・公対比によってしか正しい展望はひきだせないことをしめされたのが赤松俊秀氏である。^④

しかしして荘園研究にはじまって公領研究へ、さらに荘・公対比へというようにすすめられてきた一〇～一二世紀の時期の究明において、真に荘・公対比のなかでしか問題を出しえないということを認識せしめるものがあるとすればそれは農民問題把握を第一義としたときであろう。すでに早く荘園に対比さるべき公領の問題を農民支配の面で究明された人に戸田芳実氏がいるが、この戸田氏にたいする批判が次のように展開されていることに少しく注意を喚起しておきたい。周知のように戸田氏は、一〇世紀以降の公領に国衙領における収取体制を追究し、一〇世紀より一二世紀初頭までは荘園収取における田堵段階にみあう形態として負名体制、以後の院政期は、それを属地主義にもとづい

て全住民を把握しようとする公郷在家体制であると指摘された。^⑥この戸田説にたいして、村井康彦・高田実の両氏は次のように反論されたのである。まず、村井氏は、戸田氏の公田請作化説にたいして、「旧口分田・公田をもつ公民が、班田崩壊後毎年国衙に請文を提出して耕作するという手続きを一々とったとは考えられない」と批判し、公領・国衙領における収取体制を以下のように措定される。^⑦班田制弛緩後、国衙が適宜検注を行なって、検田帳を作成し、それにもとづいて所当官物を賦課するようになるが、その際、「検田帳に記載される田・戸田は、戸田の名を冠して呼ばれる名として成立するに至る」、それが「国衙領における一般的な名であった」と。^⑧つまり、村井氏は、公領・国衙領も荘園同様、名組織をもって収取されるようになるが、それは荘田田堵のように請作に発するのではなく、国衙の上からの検注の結果あらわれてくるのだと考えられるにある。次いで高田氏は、戸田説の抛りどころになった出作公田の開発や荒廃公田の再興史料を再度検討し、公田請作の例はいずれも一般公田にまで敷衍しえないものであるとし、荒廃公田の再興史料——寛弘九年（一〇二二）の和

泉国符をもとにして、一般公田にたいする農民のかかわりあいを以下のようにひきだされる。^⑨公領における田堵、「国衙領内平民百姓」の請作は荒廃公田にのみ限られ、「一般公田に対する平民田堵の關係は有期的請作という形式ではなく、古作の事実の法的承認・経営権が保証されていた」と。^⑩このように村井・高田の両氏が公領・国衙領における収取体系をとらえなおそうした姿勢は高く評価しなければならぬであろう。しかし村井・高田批判にもかかわらず依然として一〇世紀以降の農民層のありかたは不明のままである。たとえば村井氏の批判にしても公領・国衙領の収取体制は結局のところ名組織をもつものだとされる。問題はなに故に名組織をとってくるかであって、それを等閑視したまま、公領・国衙領の名は公田請作の結果ではなく、国衙における検注の結果だというのは、戸田説を完全に批判しえたとはいえず、ただ異見が出されたというにとどまる。このことは史料解釈をその所説の抛りどころにする高田氏のものもあてはまるであろう。戸田説、その公田請作化説にたいする批判は、一〇世紀以降の農民はいかなる収取体制のもとにとらえられるにいたったのか。ま

たそれはどうして可能であったのかという観点にたつのでなければならぬ。その具体的な方法としては、荘園に對比して公領を考えると、二元的なアプローチではなく、なによりもまず荘・公対比において、より積極的にいえば、農民支配を実現していた権力機構―国家とこれに対する農民というかたちで追究されなればならぬであろう。

この点で想起さるべきは一九六三年度の日本史研究大会における河音能平氏の報告である。^①そこにおいて河音氏は、「中世社会成立期の農民問題」と題して、「中世封建社会の成立ということは勤労人民としての農民大衆にとって何を意味していたのか」という問題提起をされた。この報告の意義は多面にわたるが、その最大の意義は、一〇〇―一二世紀の研究が荘園とそれに対比さるべき公領の問題と半ば二元論的に論究されてきた研究上の隘路を打開した点にもとめられよう。氏は中世社会の前段階を王朝国家体制とし、それを延喜二年（九〇二）の延喜荘園整理令より、延久元年（一〇六九）の延久整理令の前年である治暦四年（一〇六八）までとし、そこにおいて農民は(i)体制的支配身分のものと、(ii)体制外の存在とに分れ、(i)の体制的支配身分は

身分は公田の有期的請作者としての田堵であり、(ii)の体制外的身分のものは、各田堵公民に個別的に包摂された存在として位置づけられているにすぎない「農奴的小農民層」であるのとらえられたのである。この河音氏の研究視角を前提に律令制的収取の転換期にいかん農民は再把握されるにいたったかを検討してみたい。

問題は班田収授制の弛緩後、班田農民はいかにとらえられるにいたったのかということであろう。班田制の弛緩は即、令制による徴税体系のゆきずまりを意味したが、支配層はこの事態を迎えてただ便々としていたわけではなく、むしろただちに新たな収取体制を摸索し、それが定立に努めたのである。この班田制の弛緩にともなって他面では荘園が盛んに造立され、その新たな展開をみるが、この荘園も班田制弛緩後の新たな収取形態のひとつとしてとらえる必要がある。公営田や官田などの国家的営田もとより新たに摸索された収取体制の方向をしめすもので、それらは荘園を含め、財源の土地化政策の一環であったととらえよう。このような財源の土地化政策のひとつとしての荘園収取はその後急速に伸びていった。しかしこの荘園

というのは荘園領主が政治的経済的な支配権としての領有権をもつところではなく、あくまでも国家的収取体系内において個別収取を容認された経済体、私的収取地にすぎない。確かにそれは一〇世紀段階においては地子徴収の客体にすぎなかったが、一一、二世紀に入ると、雑物・夫役の収取の場に拡大していく。にもかかわらず、この荘園収取権の拡大は、既存の国家的収取体系にたいする超克ではなく、既存の国家体制がこの個別収取権の拡大を容認し追認していったものである。

令制による収取体系がくずれ、新たな収取体系を摸索していた段階における国家的収取の実際をもっとも鮮明に伝えるものとして永延二年（九八八）の「尾張国郡司百姓等解」をあげうる。そこにおいては令制による徴税の仕組みというものがかなり濃厚に残っていることが眺められるが、他面、国司の恣意にもとづく徴税方法の改変が目立つ。いまその内容に立入ることは差控えねばならぬが、そこにおいてとらえねばならぬことは、令制による複雑多岐な徴税方法が整理統合→換骨脱胎化していることであろう。たとえば、租税田と地子田の別をたてず、租税田に准

じて地子田にも官物加徴を行なうという施策はそのひとつであり、さらに調庸制においては本来代価なしの収取であったものが調物において代価を与えていたこと、また庸は問題にされていないことなので、一二世紀に入って租税官物・公事・夫役と統合されていく過渡的形態がうかがわれるのである。

こうした徴税方法の実態とともに当面重要なことは、徴税の対象となる農民が「百姓」または「田堵百姓等」として出てくることである。ここにいる「百姓」とは「ひやくしょう」で農民層を対象した用語であることはまず動かない。しかし、「百姓」が「ひやくしょう」と呼ばれて農民層にたいする呼称となったのは平安時代、それも九世紀に入っていることではないだろうか。たとえば弘仁一四年（八二三）の近江国長岡郷長解には「部内百姓」といい、^⑭ くだって延久元年（一〇六九）の後三条天皇宣旨所引の高市郡司解には「百姓無所依作之地、空失農業之勤、或逃藏他境、或交雑山野、郡司之所勤、全無所用」と出てくる。^⑮ それらはいずれも「百姓」「ひやくしょう」で農民層のことを指している。しかし、「百姓」とは本来「ひやくせい」であ

つて、「百姓、謂天下之民皆有族姓、言百舉其多也」というのがその原義である。^⑤この中国の用字が日本に移されたときにはその原義に基づいていた。たとえば令義解職員令には「左京職、大夫一人、掌左京戸口、名籍、字養百姓」とみえ、「ひやくせい」として使用していたことがわかる。また延暦一四年四月二七日の太政官符にいう「禁凡下百姓（天之下）將田宅園地売買与寺支」とある「百姓」も「ひやくせい」でなければならぬ。つまり、「ひやくせい」と称して、最初貴庶を問わぬ汎称として使用されていたものが、九世紀ころより「ひやくしょう」として専ら農民層を指す呼称に変っていったのである。

しかししてさきの「尾張郡郡司百姓等解」に「百姓」とともに、「田堵百姓」と出てくる田堵はそれではいかに考えとらえたらよいのであろうか。そのひとつは「田堵」＝「百姓」と考えることであらう。それも「田堵」を「百姓」の一部としてとらえるのではなく、「百姓」も「田堵」も同一実態の異称に過ぎないととらえることである。河音氏が農民層を、体制的被支配身分たる田堵と、体制外身分たる農奴的小農民層と二つにわけたのは、いまのべた「百姓」＝「田

堵」という考えにたつものであろう。しかし私は、「田堵」は「百姓」の同一実態ではなく、「百姓」内の一部ないし特定層の呼称であつたと思う。「田堵」というのは荘・公ともに請作関係に入ったものの呼称で、公領のように従来から口分田や墾田＝公田を耕作し、請作関係に入らぬ農民が広汎に存在していたところでは、請作関係に入った農民は「田堵」というが、残余はこの「田堵」公民も含めて「百姓」＝「ひやくしょう」と称されたのだと考える。しかして、班田制弛緩後の農民掌握は、口分田班給におけるような全人民的掌握ではなく、負担能力を最優先したくない徴税第一主義をとつた收取体制であつた。この時代に收取関係のなかに広汎に出現してくる「名」＝「みょう」というのはその歴史的表現形態である。いいかえれば課税負担義務者とその課税負担地とが有機的に結びあわされたものが「名」であつたのである。したがって「名」というのは請作地にのみあらわれたものではなく、ひろく国衙検田帳記載のものとしてあらわれた。いいかえれば検田帳記載の農民を指して「百姓」と称したと考えられる。この「百姓」というのはかつての班田農民の根幹部分にあたるもの

とみなしてよいであろう。

それではどうして班田制の弛緩後も国家は班田農民を「百姓」としてその根幹部分を掌握しえたのであろうか。

この点の究明の手がかりを与えるものは、延喜整理令をもとにしてそこに基準国図の成立―免除領田制の形成、国司検田の成立―国司免制の端緒を探ぐられた坂本賞三氏の研究である^⑩。坂本氏は延喜整理令を含む一〇世紀初頭の土地制度の改編で出発し、大凡一一世紀中ごろまでつづいた土地制度を「十世紀王朝国家土地制度」として把握され、その制度は「私領と対立する意味の公田を国司に維持させることを中心にして構成された」ものと考えられた^⑪。この坂本氏の見解は当時の荘園の発達を念頭におかれたものであるが、農民支配を理解する上にも貴重な手がかりを与えるものであろう。すなわち、私領と対立する意味の公田というかたちで公領の再把握をした際に、班田農民の経済的基盤の根幹をなす口分田は公田のなかに組入れられ、そこに基盤をおく農民は「王朝国家土地制度」のもとでの取次の基盤におかれた農民として「百姓」と呼称されるにいたったと考えられよう。

しかして王朝国家はその農民支配を貫徹するためにも、律令制行政機構たる国郡制の再整備ということに不可欠の課題とした。国衙における在庁機構の新設^⑫、さらには農民支配の末端機構としての郷制を再編強化するということが図られた^⑬。再編された郷制は国衙による勸農・検田の拠りどころとされたことは今更改めて指摘するまでもない。

このように「百姓」は「ひやくしやう」とは、班田制の弛緩後、王朝国家によって体制的に再把握された農民層にたいする指称で、それは国衙が検田を行なうことによってその検田帳に記載し、国衙の徴税に応ずる義務を負わせた農民であった。この「百姓」のうちには、「田堵」と呼ばれたものも含まれていたが、「百姓」はすべて「田堵」ではなく、「百姓」のなかの特定のものが「田堵」と呼ばれたのだと思う。かつて私は荘田田堵―荘田を請作し荘例に服するもの―の出自を在地刀禰層にもとめたが、公地田堵もまた在地刀禰層のうちで、荒廃公田の開発や出作公田を請負ったものを指したものであったと考える^⑭。

しかしてここで鎌倉幕府法（以下単に幕府法とのみいう）にいう「百姓」との関連が言及されねばならないであろう。

幕府法における「百姓」は「奴婢・下人」とは異なった身分概念である。またそれは「名主」とも区別されるものであった。この点についてはまた節を改めてのべるが、幕府法にいう「百姓」とはそのように「奴婢・下人」、「名主」とも区別された特定の身分概念だったのである。この幕府法における「百姓」身分が、いままで纏述してきた王朝国家における「百姓」概念を継承したものであったことは改めていうまでもない。しかしながら、幕府法にいう「百姓」は王朝国家段階の「百姓」そのものではなく、一二世紀に形成をみた荘園村落の構成員「名主」根本住人たりえなかつたものの身分概念であった。荘園村落の形成過程は、分裂支配の体制の成立を意味したということが河音能平氏によつて指摘されている。^① いう意味は、荘園村落の形成にともなつて有力農民は根本住人化「名主化」を体制的に容認されるが、それ以外の一般農民は村落成員としての社会的身分をうばわれてしまったということである。しかし村落成員としての社会的身分をうばわれてしまった一般農民は名主に半ば隷属する以外に安定した生活を送りえないのであつて、そこに「分裂支配」の実質的な意味合いがある。

私は荘園村落成員「根本住人」名主化をはたした上層農民は田堵層にほかならなかつたと考えるが、この田堵層を除いた、いいかえれば村落成員としての社会的身分をうばわれたものが、中世の「百姓」、より厳密に言えば幕府法にいう「百姓」であつたと考える。つまり王朝国家段階の「百姓」が「名主」「村落成員」、「百姓」「非村落成員」の二つの社会的身分にひきさかれ、その後者が幕府法にいう「百姓」にはかならなかつた。したがつて幕府法にいう「百姓」とは、決して農民一般にたいする呼称ではなく、右のような歴史的資格をもつた一個の身分概念であつた。その去留においては民意に任すべしとされたのも、一個の身分概念としての「百姓」にたいする規定として厳密に把握されねばならない。

① 「国衙領と武士」(『史林』二七の四、のち『上代の土地関係』所収)。なお清水氏は同じく『上代の土地関係』所収の「荘園制と律令制の關係」で従来、その両者が対蹠的な機構として研究せられてきたことを批判し、そこには緊密な相互連関性のあることに注目されている。

② 松岡久人「上代末期の地方政治」(『広島大学文学部紀要』四)、「百姓名の成立とその性格」(竹内理三編『日本封建制成立の研究』所収)、「郷司の成立について」(『歴史学研究』二一五)。上横手雅敬「在地領主制の展開と荘園体制」(『日本史研究』三三)。

③ 石井進「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係」(『史学雑誌』六六の一)、「鎌倉幕府と律令國家」(石母田正・佐藤進一共編『中世の法と國家』所収)。

④ 「鎌倉仏教の課題」(『史学雑誌』六七の七、のち『続鎌倉仏教の課題』所収)。

⑤ 「國衙領の名と在家について」(日本史研究會史料研究部會編『中世社會の基本構造』所収、のち戸田芳実『日本領土制成立史の研究』所収)。

⑥ 右に同じ。

⑦ 「國衙領の構造」(『古代國家解体過程の研究』所収)。

⑧ 「古代國家解体過程の研究」三四二頁。

⑨ 「十二・十三世紀における國家權力と國衙領支配体制」(『史潮』九九)。

⑩ 前掲誌九頁。

⑪ 『日本史研究』七一掲載。

⑫ 永延二年一月八日太政官符案(『平安遺文』三三九)。

⑬ 弘仁一四年二月九日近江國長岡郷長解(『平安遺文』四八)。

⑭ 延久元年一〇月七日後三条天皇宣旨(『平安遺文』一〇四〇)。

⑮ 『孝経』天子章、正義、『大言海』「ひやくしやう」参照。

⑯ 『新訂増補國史大系』第二卷五八頁。

⑰ 『類聚三代格』卷一九禁制事(『新訂増補國史大系』第二部七、六〇三頁)。

⑱ 莊田田堵が莊田の請作者であったことについては異論はないが、公地田堵については、公領耕作の方法、いかえれば公領全体が耕作地化したかどうかでそのとらえ方が違ってこよう。この点、私は、「公田の請作は、荒廢公田の復旧、未墾地の開發と、それに続く耕管において行なわれたのであって、平民所作公田では請文」請作が行なわれ

たとはいえない」という村井康彦氏の所説(『古代國家解体過程の研究』第二章四「口分田と墾田」(1)の注(29)、同著三三七頁)にしたがうものである。

⑲ 「延喜莊園整理令の性格」(『歴史学研究』二七三)、莊園に対する國司免制の形成について(『滋賀大学文学部紀要』人文・社会一二)、「十世紀王朝國家土地制度とその崩壊」(『史林』四八の四)。

⑳ 高田実「中世初期の國衙機構と郡司層」第四章第一節「國衙在庁制の成立」(『史学研究』一東京教育大学文学部紀要六六)。

㉑ 「郷司の成立について」(『歴史学研究』二一五)。

㉒ 「莊田田堵の莊住人化過程」(『歴史学研究』三四四)。

㉓ 「中世社會成立期の農民問題」(『日本史研究』七一)。

二 名主名田体制と中世の農民

中世の收取組織は名主名田体制というべきものであったということについてはすでに指摘がある。この名主名田体制が、中世の收取組織としていかに定着するかについてはいまこれを考察の対象外とし、名主名田体制のもつ二・三の問題点についてふれてみたい。

まず結論的にいって、名主名田体制というのは、個々の領主層が領主的所有の実現のために上から編成した收取組織であったところにその特色があると思う。

従来からの有力な見解によれば、名田は名主の私有地、
売買可能地であると指摘されている。とくにこの見解は、
田堵から名主への展望を跡づけた村井康彦氏の考察によっ
て一段と補強されたといえる。②しかしはたして名田は名主
の私有地、売買可能地であったのであろうか。この点にた
いする否定はすでに永原慶二氏によってなされているが、
まず事実問題から名主と名田との関係を顧みてみたい。

寛治六年（一〇九二）讃岐吉任なるものは稲荷中社領田
である名田三段を、「年来作手」なりとして売却している。④

謹辞 沽渡名田券文事

合参段 在穴田里册評中
但直米捌解也「段別」

稲荷中社領田也、

右件田、讃岐吉任年来作手也、而依有直要用、於僧実殿永年之

□作手手所沽渡如件、但年々返抄相副也、仍為後日沙汰、注事状、

以解

寛治六年正月廿九日

讃岐（花押）（以下略）

ここで吉任が売却した名田は、稲荷中社の領田であって、
吉任が売却しえたのは名田ではなく、「永年之作手」なの
である。つまり吉任がもった所有権の対象は名田そのもの

ではなく、当該名田にたいする「作手」なる権利、いいか
えれば名主としての地位であろう。吉任が売却した対象た
る名田が稲荷中社の領田の一部を構成し、当該名田から稲
荷中社に貢納関係が存したことは、「年々返抄相副」とあ
るのからもうかがわれる。それは売却したのちも変ること
はないものであった。

また永暦元年（一一六〇）、小泉御厩では、左近先生の給
田一町が知方なるものによって妨げをうけたとしてその停
止方を御厨下司公文刀禰等に命じている。⑤

（繪裏書）「さいるん田ちまかせいしむをとくめらるゝ下文、ゆきの入道下文」

（花押）

下 小泉御厩下司公文刀禰等

可早停止左近先生給田壹町妨知万事

右、件知方名田壹町者、去年春充給左先生自越後守殿已畢、然

何知万号本作人、可致其妨哉、為左先生作田、可停止知万妨之

状、所仰如件、故下、

永暦元年三月四日

右は、知方名田一町を今度は左近先生の作田としたとい
うのであって、知方名田は左近先生名田となったと解すべき

であろう。知万はその名田一町を失ってしまったのであってそのことは同時に名主でなくなってしまうことを意味していよう。知万名田といわれたのは、知万が当該名田に所有権をもっていたためではない。もしかりに知万名田が知万の所有権地ならば、そなたやすくめしとられ、左近先生の給田・作田とはなされなかったであろう。

嘉応元年（一一六九）の伊賀国黒田莊柚工安倍三子解にのせられた莊園領主の裁許状には次のようにみえる。^⑥

先年付貞成解状、一旦雖成裁判、今安倍三子相伝有限之由、庄民等依加証判、仰庄官令召問兩方之処、三子為道理之旨同以令勘申之上、件田不勤庄役雜事、偏為隠田之由、号名主公文証判、顯然者、早如本可領作三子、勤任寺役雜事之、

安倍三子解というのは、三子がその先祖相伝の私領田一段を江八郎貞成というものに押取られたという訴えである。件の愁状によれば、貞成は押領田一段を公文名のうちとい、あえて所当官物を弁済せず、また公事寺役を勤仕しようとしなかったというのである。これをうけて公文は、件の一段は隠田であると自己の証判を加えて東大寺へ報告したものである。しかして公文証判にはわざわざ「名主と号

する公文」とある。なぜ「名主と号する」と但書がついたのであろうか。それは件の一段を貞成が公文名のうちであるとしたからである。ここにかがわれる名というのは、寺役雜事の賦課対象、ないし、寺役勤仕にともなう反対給付を意味していよう。つまり名田の所有権は名主にあるのではなしに、この場合、莊園領主たる東大寺にあるのである。

以上、二、三の例を通してみても、名主は名田の所有権者とみなすわけにはいかないことがわかる。この点、畿内型莊園の場合として、百姓名をして、夫役徴収の便宜目的から莊園領主権力によって上から均等面積に編成されたものであるとなした渡辺澄夫氏の見解が想起される。^⑦ この渡辺見解も含めて永原慶二氏は、農民的土地保有の性格を均等名および勸農の問題から追究検討されて次のような結論に到達されているのが注目される。「百姓名は所有・保有および経営の単位そのものではなく、徴税単位にすぎず、したがって名主とはそのような徴税単位に対する最末端の小莊官的存在にすぎない」と。^⑧ 永原氏は名田は名主の私有地・売買可能地という考えを否定された上で上記のような見解を提起しているのであって、氏の考えに沿っていえ

ば名主名田体制は、納税負担者としての名主、その名主の納税負担義務地¹ 徴税単位としての名田という構成上の特質をもっていたということになる。名主名田体制の理解において、私はこの永原見解にしたがうものであって、田堵から名主への展開もこうした名主名田体制の特質を踏まえた上で見直されねばならないと考える。この名主名田体制は、律令制的収取にゆきずまった支配階層が新しい収取組織として見出し、編みだしていったものであったといえると思う。しかしそれは単に収取組織の再編というべきものではなく、領主的土地所有としての職の成立・展開に伴なって定着したものとして古代的収取組織の超克のなかで生いきたったものなのである。

名別賦課は、平安末から鎌倉初期にかけて荘・公を問わず、また全国を通して普遍化していったとみてよいと思う。ただ注意しなければならないのは名主名田の規模であって、この点、畿内やその周辺地域と関東や九州地区ではいちじらしい違いがあった。前者、畿内やその周辺地域では一町〜二町のほぼ同一田積からなる均等名をなしているのに対し、後者、関東や九州地区では小は一・二町から大は数十

町にわたる不均等な田積をなしていた。^⑨ それは上からの領主的編成としての名主名田体制が、関東・九州地区では末端まで貫徹せず、荘官・地頭にも任せられる在地領主層を名主とし、下地にたいする所当所課進済の責務を負わしめたためであった。

しかして、右にみたように名主名田体制は領主的所有実現のための収取組織であった。^⑩ この収取のもとにおかれ、その収取に応じたところの中世農民はいかに存在し、いかなる生活を送っていたのであろうか。

文永八年（一二七一）六月一七日付の高野山文書に、同寺院領紀伊国神野・真国・猿川の三ヶ庄の荘官等が連署した起請文がみえる。^⑪ その起請文にもられた条々は寺領荘園の取りしまりのかたちをとっているが、それは同時に、この時代の農民の生活をうかがわしめるものである。全部で五条にわかれ、以下のごとき内容をもっている。(1) 殺生と四一半¹ 博奕を武家領のごとくに制禁する。(2) 強盗・窃盗ならびに放火を制禁する。この条で犯人が「当庄之仁」ならば「進退在掌」といい、「地領之輩」においては、「故勸身力可打留之」といっているのは注目される。とくに前段

の「進退在掌」というのは、荘園における農民統制がいかに貫徹していたかがうかがわれるのである。(3) 寺僧坊免ならびに荘官の所従にたいする取決めで、放火殺害等が明らか以外に、雑念というだけで荘官使や寺家使に引きわたしたり、また質物を奪ったり、搦取ったり身代を追求するということをしてはならない。(4) 盗難をうけたものの不申告を理由に荘官らがこれを責めたてるような場合の取決めで、そのようなものは嚴罰をうける。(5) 犯過の疑いがあった使を下し、無実とわかっても使料といつて勘責するものを荘官は科料に処せ。(6) 上座・都維那使・寺主ならびに大夫の任補にことよせて、辞退を申出るものを科意に処するというのはよろしくない。(7) 寺僧にたいして無礼を働く荘官以下の輩は荘内から追却する。(8) 山野に放飼してある馬を馬主の許可なしに騎用するものは盗人として罪科に処す。(9) 越訴を禁止する。(10) 牛馬を放飼して作毛を損傷した場合にはその分を弁償させる。もし弁償しなければその牛馬を取つてよい。もしいうことを聞かなければ寺家に訴える。秣といつて作毛を刈取るようなものがあれば罪科に処す。(11) 寄沙汰の禁—他人の譲与があるといい、親子契約がある

からといつて勝手に田島貢物等押取ることを罰する。また 荻田狼籍を働くものにはたいしてそれがもし他荘のものならば荘官がこれを取押え、もし自荘のもの所の為ならばその身を追放すること。(12) 守護所使の寺領入部にたいしては荘官が充分警固を加え、もし守護所使を招入するものがあれば罪科に処する。(13) 荘官等が当方ないし方違いといつて妻子従類をひきいて百姓家に押入り、引出物を責め取るということを制禁する。(14) 商人が権威を募つて抑買することにたいして荘官これを堅く禁遏すること。(15) 供料・供綿の未進の輩や、作人の不法にたいする取決めで、そのようなものは堂衆を差し下して荘内から追放する。出作人は他荘に住む故それをおそれないからこの者にたいしては出作を停止する。他荘の住人で、荘内に私領をもつものの東作は認めるも、一定課役の未進があればその田地を点定する。

以上であつて、猿川・真国・神野の三荘ともそれぞれ惣追捕使および公文の署名がある。ここに当時の荘園生活の実状を読みとることが可能である。そのなかで荘園は単に年貢物等の収取機構にとどまらず、そこには自律的な生活の場—荘園村落が形成されていたことに注目したい。もつ

て、名主名田体制下における名主・百姓等の生活の実態がかいまみられるが、それは一口にいつて、荘園を主な拠りどころとしつつ、年貢・公事・夫役に応ずるものであり、課

役負担に忠実な限りにおいて生活上の根拠を保護されるものの姿であったとみてよいであろう。そこで改めて注目されることは荘園村落における秩序の形態であつて、そこには荘官を現地支配者とし、「土民」・「百姓」を収取の基底的存在とする領域的な支配秩序が眺められるのである。

荘官は単なる現地管理者ではなく、「被盜所有之財産、空令憂惱」しめる農民にたいして、「荘官等称不告申、放付巨多使」すことが出来る（第四二条）存在であり、さらに「守護所使者推入者、荘官宜警固、若又於招入之輩者、故可行罪科」と期待される（第二二条）面をもっていた。しかし一方「百姓」は「荘官等或称吉方、或称方達、引率妻子従類、押入百姓家、責取引物」られる（第二三条）存在であつた。しかも、「噉々負名等、動致難洪対押（押）、又依作人不法改易之時、蔑如地主、抑而耕作之輩有之歟、速差下堂衆、可追放庄内」とその「不法」の行為にたいしては荘内から追放の憂き目にあつたのである（第一五二条）。荘園領主ら支

配層がかれら「百姓」を荘園的領域支配にとらえていることの自信のほどは「当庄之仁者、進退在掌」の一句にあま

すとこなくでている（第二二条）。右のごとく、「高野山領紀伊国神野・真国・猿川三ヶ庄々官等連署起請文」は疑いもなく、鎌倉期における農民生活の少くとも一断面をしめしている。そこに結論的にかがわれる中世農民の実態は、自発性とか自由とは全く無縁の荘園に緊縛されたものの姿である。またこのように中世農民はとらわれていたからこそ名主名田体制という収取も可能であつたのである。しかし名主名田体制の貫徹は、中

世農民の荘園への緊縛性に基づくというだけでは不十分であろう。問題は中世農民が荘園にとらえられていた条件はなにかということである。中世農民はごくおおまかにいつて、(1)名主、(2)百姓、(3)下人・所従の三つの身分的編成のもとにあつたといえるであろう。そのうち(3)は人身的隷属性をその身分的特色とする故、(1)と(2)のありかたを考えなおすことが必要であろう。島田次郎氏らが明らかにされたところによれば、文治五年（一一八九）の撰津国垂水西牧榎坂郷の名寄帳には、耕地保

有者として名をあらわすものは二三四名にのぼるにもかかわらず、この台帳上に公式に屋敷地を登録された農民は二四名しかなく、残りの二百名をこえるものについては、それがすべて檢注対象外の郷外居住民とは考えられないから、その者達の宅地は独立した所有の対象外とされていたと考えられている^⑩。この事實は名主と百姓の身分上の差を端的にあらわすものにとらえてよいのではなからうか。つまり、名寄帳上に公式に屋敷地を登録されたものが名主であり、他は百姓であったと。この身分上の百姓は、名主のように荘園領主から名役なる夫役負担がない代わりに、荘園内の領主直屬地たる一色田や間田、さらには名耕地の一部を請作していたものである。それだけにかから百姓の耕作権は浮動・不安定性をまぬがれ難かったのである。このような存在としての百姓にとって、それでは荘園をのがれることはこれらの自由を意味したであろうか。さきに神野・真野・猿川三カ荘の場合にみたように、荘からの追放は刑のひとつである。いかに自発的に移住の道をえらんだにせよ、結果的に追放になるようなことを当時の農民がすすんでやったとは考えられない。延応元年（一二三九）七月二六日の

追加法にも、「一依違背地頭咎、所召遣庄官百姓等事」として、「於自今以後者、不及召誠其身、所詮、罪科無所遁者、不可居住其所、早可追出之云々」とみえる^⑪。法意自ら明らかで、地頭に違背した荘官・百姓は居所よりの追却をもってその罰とするものである。居所よりの追却が罰でありえたのは、百姓にとって去留の「去」は一層の零落への確率の高いものであったことをしめしている。こうした歴史の諸条件があったればこそ、宅地の所有すら承認せず、土地保有にたいして劣弱な条件しかもたなかったにもかかわらず、荘内緊縛を持続させたものであった。こうしてみてくるとき、百姓にたいして去留においては民意に任すべしとしたのは、百姓の存在を冷酷なまでによみとった上での法的な宣言であったとしなければならぬであろう。去留においては民意に任すべしというのは、百姓に自由が留保されていたことを意味するのではなく、百姓の土地保有を否認したまま支配し収奪をつづけることを意図するところの、百姓身分の特質を強調した、一個の身分規定にほかならない^⑫。

⑩ 中世の収取組織が名主名田体制ないし名体制と呼ぶべきものであつ

たということは今ですべてに定説化しているとみてよいであろう（工藤敬一・島田次郎「荘園制下の村落と農民」——『岩波講座日本歴史6 中世2』参照）。ただ問題は、その名主名田体制の名田が即名主の経営単位であったと考えてよいかどうかということでは見解が分れるというべきであろう。工藤氏らは「旧名体制の成立は、百姓名の名主の成立、つまり特定農民による田地の永続的占有を認めたものである」として（前掲書一〇五頁）、名田を名主の経営単位でもあったこととえられてはいる。はたしてそうであろうか。名主名田体制とは名主自体の経営とは一応きりはなされたところの純然たる取収単位であったのではないか。

② 『古代国家解体過程の研究』第二部第二章三「田堵の存在形態——とくに散田・請作について——」。これははじめ『史料』四〇の二に掲載された。

③ 「日本の封建法の特質——その一端として、中世初期の土地所有の性格について」（『前近代アジアの法と社会』——仁井田陞博士追悼論文集第一巻）。「中世農民的土地所有の性格」（『一橋論叢』五九の三）。

④ 寛治六年正月二九日讃岐吉任田地売券（『平安遺文』補二七）。

⑤ 永暦元年三月四日ゆぎの入道下文（『平安遺文』五〇三六）。

⑥ 嘉応元年七月日伊賀国黒田莊柚土安倍三子解（『平安遺文』三五〇九）。

⑦ 『畿内荘園の基礎構造』。

⑧ 『前近代アジアの法と社会』四六五頁。

⑨ 工藤・島田両氏の前掲論文（注1）によれば、名主名田体制の成立は「東国や南九州などの辺境地帯以外」とされているが（『岩波講座日本歴史6 中世2』一〇四頁）、東国でも荘園領主による取収組織として名主名田体制をとっていたのではなからうか（拙稿「中世における東国農民の支配形態及び存在形態——中世社会発展期——」『史

観』六〇）。

⑩ 名主名田体制が一個の取収組織であるとすればなおさら、名主の名田にたいする関係は経営単位であったとすべきであるとするみかたをとるものがあるが、実はそうならなかったところに、中世社会における領主的所有が、土地の領有関係としてあらわれなかったこと、日本中世に特有な職の重層的体系をとりしめた因があったのだと思う。名主名田体制が名主の経営単位とはきりはなされて成立する過程については拙稿「荘田田堵の荘住人化過程」（『歴史学研究』三四四）で論じた。

⑪ 『大日本古文書』家わけ第一、宝簡集二一八、四四七。

⑫ 島田次郎編『日本中世村落史の研究』。

⑬ 『中世法制史料集』第一巻鎌倉幕府法一一五頁。

⑭ 式目第四二条の規定は、仁治二年（一二四二）三月三日の追加法（『中世法制史料集』第一巻鎌倉幕府法一一三五頁）、建長五年（一二五三）一月一日のそれ（前掲書二七四）にも繰返されている。とくに後者建長五年の追加法には、「土民去留事」と「土民」と出てくる。

しかし「土民」はイコール「百姓」で、式目がいう「宜任民意」というのは「百姓」身分にたいするものと考えなければならず、「下人・所従」らを含めて規定されたものではない。しかしして網野善彦氏は式目第四二条の条項を「小百姓」に適用できぬとする根拠はないといわれている（『中世荘園の様相』七五〜六頁）、この「小百姓」を名主＝本百姓にたいして使用されたものとすれば、むしろ「小百姓」にこそ適用されたものといわざるをえないが、氏がいう「小百姓」とは、氏自ら「地頭・下人」所従、一類等といわれ、本百姓の「家内に居え置かれ」、その耕地は「年々宛て作ら」れるような状況にあった小百姓」と概念規定されているように（『農村の発達と領主経済の転換』——『日本経済史大系2 中世』一〇七頁）、身分としての下人・所従も含むようにいわれるものである。もし式目第四二条の既定を身分的には

下人・所従を含むような階層概念としての「小百姓」にまで拡大して解されるとすれば、第四二条規定本来の意義はきわめて曖昧なものに化してしまふであらう。

三 農民的職の成立と本名の解体

名主名田体制は、本名体制ないし旧名体制と名づけられるが、この体制は時とともに変質解体を余儀なくされていく。それではいかにして本名体制はくずれていくのであろうか。

本名体制を揺がしたものに農民的職の成立・発展ということがある。名主名田体制＝本名体制における名田の貢献義務者としての名主が、名主職という職を所有するものであったことは、鎌倉幕府法にも明記されているところである^①、その存在が名主名田体制の成立期にさかのぼりうるものであることはほぼ疑いなく思う。しかし名主名田体制成立期における農民的職は、右の名主職までであって、他の名主職に対比しうるような農民的職が成立してくるのは名主職の成立後のことに属する。それでは名主職以下の農民的職はいかに成立してくるのであろうか。またそれはいかなる意義を有するものであつたのであろうか。

中世は職の世界であるといわれる。その表面的な意味は、中世における諸階層の存在や得分権はこの職の形をとってあらわれるからである。それは上は領家職・預所職などの領主的職、下司職・地頭職などの荘官職、さらには名主職・作職・下作職などの農民的職まで実に多様な形態をとっている。もとより単に職というのであれば、古代にもある。しかし中世における職は、古代におけるそれと異なり、官職的地位ではなく、それが私権化された不動産物権・得分権であると指摘されたのは中田薫氏で、氏はこうして中世における職が実に中世的な所有の形式にほかならぬことを明らかにされたのである。この点をさらに明白にされたのは、牧健二氏で、牧氏は中田説を批判し、職は単に得分権・不動産物権というよりは、国法上認められ、「知行」の対象となる法的地位とみるべきだと指摘された^②。

中世における職を、当時の所有の形式にほかならないという認識を出発点とするとき、この職にたいする検討が中世の法の理解に必須のものであることがわかる。したがってこの職の問題は様々な角度から検討されねばならない^④。問題のひとつは、中世の所有制がなぜ職の形をとったのか

ということである。この問題の解決には是非とも中世的職の起源を探ることからはじめねばならないであろう。しかしその問題は当面する課題からはずれるので、ここでは中世的職成立後のことで、もっと現象的なことに問題があることを指摘したい。それはいわゆる中世的な職の体系の問題である。中世の職は、上は領主的職から下は農民的職まで、様々な職の形をとりながら中世の全階層を網羅している。

少なくともそうした形を次第にとってくる。ここに中世は職の世界であるといわれる所以がある。しかし、普通中世における職の問題にする場合、職の体系がいかに貫徹しているかというように扱われるのが常である。確かにこの観点をとることは、職が下地の支配ではなく、この職の克服、下地支配によって封建制が出てくると考えるものに重要な論拠を提供することになろう。職の世界は、封建制の未成熟ないし封建制とは異質の社会構成であるという認識に導くものとなろう。しかしそのように議論を展開する前に、実は解決されねばならぬことがあるのではなからうか。それは職の世界の開示のしかた、いいかえれば、職の体系がいかに整序するにいたったのかという事実問題である。

職の世界というものは、決して全面的同時に開示されたものではない。領家職・下司職などの上級職があらわれるのは一一世紀であるが、百姓職・作職・下作職などの農民的職があらわれるのは一三世紀それも後半に入っていることである^⑤。この職の世界におけるその開示の特性はいかに考えればよいのであろうか。

網野善彦氏は、農民的職の出現の遅れていることの事実を確認された上で、どうして職が農民的所有の面にまであらわれてくるのかというように問題を出されている。つまり氏においては農民的職の出現は職形式の強烈なまでの残存の問題として把握されているのである。しかし、氏は、中世の職は主体関係をしめすとともにある種の利権であるとし、これを職のもつ両側面としてとらえ、その意味と関係を追求することが中世社会の法則をとらえる鍵であるとされている^⑥。職は主体関係をしめすのが先行形態で、のち得分権・利権としての姿をあらわすとし、それは、「所職の均質化・普遍化、すなわち非個性化の過程」であるとする^⑦。氏の職にたいする考え方、そのとらえ方は、次のような「下剋上」社会の説明に鮮明にでてくる。//惣百姓が

「非個性的」になってきたことの背景は、このような事情（筆者注——所職の均質化・普遍化ということ）に求めることができよう。と同時に、彼等の要求がより生まなものであるから、生き生きした一種の明るさを保ちえた理由もまたこの方面から考えてゆくことができる。彼等は、いかなる所職でもかちうる可能性をもちえたのであり、ここでは、「下剋上」の条件は、ある意味で無限でありえた。貴賤を問わぬ一種の平等観が生れた現実的根拠は、ここにあったといえよう^⑧。つまり、網野氏は職の世界というものが中世社会の特色であり、この社会に特有な職の発展は、「下剋上」社会の必然的条件をつくつたという理解にたたれているのである。

確かに職の分化、とくに農民的職の発生は職そのものからも一応は説明されよう。しかし、この農民的職の発生が職が発展することによってなされたというのでは現象の説明以上には出ていないというべきであろう。古代末に中世的職が成立し、そこから農民的職が成立してくる、そこには職の「均質化・普遍化」と把握するより以上により重要な問題が秘められてはいまいか。この点是非とも参看さるべき

は永原慶二氏の所説であろう。永原氏は網野氏の職のとらえ方を批判し、職は領主的所有の特征的形態としてとらえられるべきこと、農民的職が出現してくるのは、領主的所有と対応関係をもつ「農民的保有」のあり方にほかならないといふことを指摘されているのである。^⑩この永原氏の職のとりえ方は、村田修三氏が『北京科学シンポジウム歴史部門参加論文集』でしめされた見解^⑪を発展させたもので、職所有に内在する対立的契機をとらえたものとして注目されるべきであろう^⑫。農民的職が成立してくるのは、職が均質化・普遍化していった結果ではなく、農民自体の独自の動き、その成長の結果であった。「下剋上」も職の発展から説明さるべきではなく、農民の独自の動きを前提としなければならぬと思う。問題を具体的に見てみよう。

宮川満氏は、勝尾寺文書の多くの売券・寄進状・讓状等を整理検討され、^⑬勝尾寺領には平安末に撰津国嶋下郡内に金丸名・小犬名・恒沢名等の名主名田体制＝本名体制が成立したこと、それらの名が、職の分化にともなつてつぎつぎに分割売買されて解体していったことを説明されている。さて名が分割売買されるというその仕方の実際は大別する

と次の二つにわけられるという。(1)名田が分割され、その地を獲得した農民が、その地の年貢・公事を負担することになるというもの。(2)名主職が分化して、加地子を負担

する作人・作職所有者と加地子を収取する名主職所有者とが出現するというもの。そのうち(2)の場合は、加地子を収取する名主職所有者が、(イ)作人から加地子に加えて年貢公事も収取し、そのうち年貢公事は領主へ送進するという「地主的占有」形態と、(ロ)作人から加地子のみを収取し、年貢公事は作人の負担とする「加地子領主的土地所有」の二形態があるとされている。こうして、かつての名主名田体制における名田＝本名は、鎌倉期から南北朝期にかけてつぎつぎに分割売買され解体していくという。例を金丸名にとると、「成立期には一人の名主に占有されて年貢公事の収取負担単位であったはずの金丸名が、鎌倉中期ごろから南北朝期にかけて一反前後づつ分割売買され、さらに寄進されて解体してゆく」と。しかし、宮川氏は職の分化は階層分化ではなく、階層的な土地の権利関係の成立であるという学説にたち、「名主職―作職は、従来の名主職所有者の階層分化にもなつて生じた階層的な土地の権利関

係であり、それは階層分化ないし封建的支配隷属関係を示すものとはかぎらない」と述べられている。

しかし、宮川氏の以上のような所説だけでは職の分化―農民的職の成立・発展によって本名体制が解体したということは出来ない。なぜなら、本名体制が解体したというためには、その収取機構としての本来の姿が失われてしまったか、ないしは本名体制に代わる収取機構が編み出されたということを指摘する必要があるからである。しかし、宮川氏においては、名主名田体制＝本名体制における名主は名田の経営者であるという理解にたたれている。¹⁴⁾したがって名田の分割という事態は、それ自体、本名体制解体の一表徴ということになる。だがしかし、本名がつぎつぎに分割されながらも、名田の分割者を名主とはいわず、分割地を名田といい代えることもなく、年貢・公事は相変わらず旧名単位で徴収されているのである。このような事実を認めざるをえないだけに旧名の解体をいうためにさらに宮川氏は名主の性格が変化したということを強調される。「旧本名に名主・名主代・名元を設定して分割分の各名主占有者から年貢公事を徴収する下級庄官的な責任者とし、ま

た売買を保証するため売券に連署する等の村役人的な事務に当らせており、従って主名の性格が従来とはちがってきつたことがわかる」と。^⑤ 結局、下級荘官的性格の名主ないし名主代等によって徴収されるようになっていくことが、かつての本名体制の収取のありかたと違ふところとされるのである。職の分化にもなつてかつての本名の名主は下級庄官化した、その点に本名の解体が認められるというのでは、本名体制の名主が本来、下級荘官的性格をもつていた立場からすれば納得し難い。

本名体制は、職の分化―農民的職・発展によつても解体することなくなお維持されていたということがむしろ確認すべきではなからうか。^⑥ 問題は、農民的職の成立・発展にもなつて勝尾寺のように、それを売得集積するものがあらわれたことにある。それは、荘園維持の困難性の増大にもなつて、荘園領主が新らたに追求はじめたもので、農民的職の成立・展開にたいしてはむしろこのような荘園領主側の対応が注目されるのである。^⑦ つまり、農民的職の成立・発展にもなつて、荘園領主が農民的所職の売得集積によつて加地子領主に転換していくのが眺められるので

ある。荘園領主が加地子領主に転じていくことは、結局名主名田体制―本名体制の放棄を意味する。本名体制は職の分化によつて直接的には解体しないが、職の分化にもなつて、荘園領主は農民的職の売得集積を心掛け、それと裏腹の関係で、本名体制の維持はないがしろにされ、そこに本名体制は収取機構としての実を失うにいたるのである。このように本名解体にたいする筋道の認識において私は宮川氏と見解を異にするが、結論的にいって職の分化―農民的職の成立・発展が本名体制を解体に追いやったということでは一致する。

農民的職の成立・発展は農民の間にも職所有が始まったことを意味する。もとより農民的職の所有が専ら農民層にみられたということではない。農民的職の所有ということからいえばその集積者は農民層より領主層に一段と顕著であつたであらう。しかし、農民的職が成立することは農民層の耕地にたいするさまざまな関係が権利化したことをしめすもので、そのことは同時に農民層においても自らもつ権利を売買・譲与の対象とし、また同時に他のものを獲得することができたということである。こう考えてくれば農

民的職の成立・發展が農民の成長を物語るといふことは改めて強調するまでもないことになるが、問題はなぜ当時農民の成長が農民的職の成立・發展の形をとってくるかといふことである。換言すれば農民的成長が結局は所職の世界にとらえられたことの意味である。

中世社会における農民の成長は、農民的職の發展という面だけではなく、新名主の成立、脇在家の成立、下人・所従の土地保有等々多様なかたちをとってあらわれるが、農民的職の展開というのもそのひとつの側面である。しかし農民的職の展開ということは、農民の所有権が土地所有権の形態をとらず、得分権の分化、獲得という形をとったということであろう。軽々に断定を下すことは慎むべきであるが、そのことは農民が保有耕地にたいしてそれを所有権化しえぬまま耕地にたいする得分権の分化、獲得という動きをとらざるをえなかったためとみななければならぬ。それはまた、職の重層的体系によって領主的所有を行う支配層が、農民の成長を職の分有―それを領主層における職の所有のように政治的地位の確保という面を捨象した得分権の所有という形に押しとどめようとしたそのあらわれと

みることもできる。農民の成長が職の分化―農民的職の展開という形をとる限り、いかにそれが多様に分化していこうとも、支配隷属を基本とする既存の秩序体系のなかにとらえられているのであって、そのような本質を有するが故に、領主層は既存の地位を絶えず脅かされながらも、他面、多様に分化した職の己れへの集中を図って長くその地位を長く確保しえたのであった。だが農民的職の展開が既存支配秩序の止揚に結果しなかったからといってそこにあらわれた農民の成長を評価しないとすれば大きな誤りを犯すことになる。なぜなら、農民的職の展開によって、いかに領主的所有が動揺をまねがれ難かったかは、領主階層の農民的職獲得の狂奔にすでにあらわれているからである。つまり、領主階層における農民的職の獲得ということは、中世的領主的所有の職の体系下の収取形態たる名主名田体制の実質的放棄につながっていたのである。しかしして加地子得分権の集積にたつような領主層が、農民層の「下剋上」によって激しく動揺を強いられたことは改めて指摘するまでもないのであって、もしその存続を続けたいならば、領主相互間の結集強化は半ば必然的課題であり、事実、領主

層はその力の結集によって農民層の新らたな潜伏を企図してくる。

- ① 式目第三八条。
- ② 「王朝時代の荘園に関する研究」(『法制史論集』第二巻、『荘園の研究』所収)。
- ③ 「知行の原始段階——律令的知行の成立及び本質」(野村兼太郎博士還暦記念論文集『封建制と資本制』所収)。
- ④ 職研究にたいする現況と、その問題点を知るには網野善彦氏の『職』の特質をめぐって」がきわめて参考になる(『史学雑誌』七六の二)。しかし本文中ではしばしば言及するように、網野氏自身の職のとりえ方にたいしては異論をもたざるをえない。
- ⑤ 網野善彦『職』の特質をめぐって」二の注(一)。(『史学雑誌』七六の二、七六―七頁)。
- ⑥ 『職』の特質をめぐって」、『中世荘園の様相』一三三頁。
- ⑦ 『職』の特質をめぐって」、『中世荘園の様相』二七四頁。
- ⑧ 『中世荘園の様相』二七三頁。
- ⑨ 『職』の特質をめぐって」。氏はそこで、中世後期には、『下剋上』という言葉が端的に示しているように、熱風面もまた自発性によっておられるような状況」がみられたとし(『史学雑誌』七六の二、八三頁)、さらに「日本中世の『自由』の問題はここからも考えてゆける」とされている(前同八六頁)。
- ⑩ 「日本封建法の特質——その一端として、中世初期の土地所有の性格について」(『前近代アジアの法と社会』——仁井田陸博士追悼論文集第一巻)。「中世農民的土地所有の性格」(『一橋論叢』五九の三)。しかして領主的所有の形態としての職については永原氏は別に「荘園制の歴史的位階」(『日本封建制成立過程の研究』所収)および、「荘

園制における職の性格」(『日本社会経済史研究古代、中世編』所収)で論究され、それを封建的土地所有権の実現とはみなし難いことを述べている。確かに職の体系下における所有の内容の封建的成熟度からいえば永原氏の指摘のごとく、職の体系を封建制の展開として位置付けることは躊躇せざるをえないかもしれない。しかし封建制の展開は封建的関係の成熟度から問題にさるべきではなく、職の体系がいかなる所有制の超克のなかから出てきたか、いかなる所有制の原理の上に成立していったかという観点から積極的に見直さるべきではなからうか。

⑪ 村田氏は同書(『北京シンポジウム』)のなかで「一三世紀末の在地の変動の一端を『領主の封建的土地所有』にたいする『小農民の封建的土地保有権』の成立という表現をもってとらえ、農民の『土地保有権』が『職』のかたちをとったことを指摘された(同書三〇頁)。

⑫ 笠松宏至・羽下徳彦両氏は、その「中世法」において(『岩波講座日本歴史6中世2』所収)、職の成立とともに日本法史における中世が始まるとして、中世における職の秩序を重視されるときにも、『職』が領有権と農奴の小土地保有とに分裂した時点において中世の終末が訪れる」と(同書三一八頁)、領有権と農民の土地保有の対立が職の秩序のあとに訪れるようにとかれていた。しかしいゆる職の世界のなかには、領有権にたいする農民の保有権の対立があったのではなからうか。少くとも職の秩序そのものに矛盾対立の契機が存在したことを見出すべきであろう。なお、式目第四二条に關して、「そこには農奴制的支配は十全な意味においては存在しないといわざるをえない」といわれている(同書三一七頁)、確かに純然たる法解釈からいえばその通りであろう。しかし他面、居住地からの追放が刑罰であったように、中世農民の土地にたいする緊縛度は想像以上に根強い。中世農民の「農奴制的性格」はその現実の存在形態の上からもみなされねばならないと思う。

- ⑬ 『太閤檢地論第一部』二六九—二七三頁。および一八九—一九五頁。勝尾寺文書の分析は、宮川氏のほか阿部猛氏によってもなされている。
- ⑭ 「中世における寺院經濟維持の形態」——『中世日本莊園史』所収。その要旨は、在地の職の分化に即応して旧権力側の対応がなされる。勝尾寺の場合には加地子得分権の集積の上にたとうとするものであったといわれるにある。
- ⑮ 氏は百姓名は「少なくとも成立期には賃租の負担単位であると共に、完全な一つの経営単位であつたはずである」と（前掲書八五頁、傍点奥野）いわれている。
- ⑯ 前掲書一七二頁。
- ⑰ 杉山博氏は、名の解体とともに名主職所有者の直納という方向にすすんだといわれながらも、「莊園の取返の基本体制としての旧名体制が、おそくとも十五世紀中葉ごろまでは、まだ現実には村々を秩序づけている」といわれている（『莊園解体過程の研究』二四三頁）。
- ⑱ 大徳寺の場合もその例であろう（佐々木銀弥「莊園制解体期における寺院經濟の転換形態」——『經濟學季報』一四）。
- ⑲ 永原慶二氏が網野善彦氏の見解を批判し、「農民の職の發展と領主的職の解体が相関性をもつ点をこそ重視すべきであろう。農民の職は網野氏のいわれる通り領主的職の如く、寄進—補任によって成立するものではなく、農民的土地保有そのものの前進によって、それ自体として出現するものであり、その面からも両者は区別されねばならないのである」と指摘された（『前近代アジアの法と社会』四七三頁）のは注目されねばならぬと思う。

四 中世における身分

——結びに代えて——

鎌倉幕府法において、侍と郎従、侍と凡下という身分差があつたことは、その法規のなから容易に指摘しうることである。① 農民規定のうちでも、名主と百姓、奴婢・雑人・所従という身分差があつたことはこれまた容易に認められる。この点、当時の法規によって若干補足を加えれば次のようである。まず、名主と百姓とが異なる身分概念であつたことは、『吾妻鏡』建長四年（一二五二）一〇月一四日条に、「一、密懷他人妻事」として、「名主、百姓等中、密懷他人妻事、訴人出来者、召決両方、可尋明証擲、名主過料三十貫文、百姓過料五貫文、女罪科事以同前」と定めているのを見出すことによつて明らかに知られる。② 奴婢・雑人については、式目四一条に「右任大將家之例無其沙汰過十箇年者不論理非不及改沙汰次奴婢所生男女事法意者雖有子細任同御時之例男者付父女者可付母也」と定めてゐる。③ この条項は改めつていうまでもなく、奴婢・雑人にたいする所有権取得時効を定めたものである。所従については式目四六条に「私物雜具并所従馬牛等」とみえるように馬牛と同じく資財の一つに数えられていた。さらに下人については、寛元元年（一二四三）四月二〇日の追加法に、堺

を越えて逃亡した下人は、地頭の所従、百姓の下人たるを問わずとも一〇箇年の内は相互に糺返せしむべしと定めている。^⑥この条項からいえば、下人も所従も同類異称といふことになろう。こうして名主と百姓、奴婢・雑人、下人・所従がそれぞれ異なる身分概念であったことがわかる。

こうして鎌倉期に身分編成があったことは歴然としているが、この鎌倉期の身分―中世的身分にたいしては次のようなどらえ方が一方にある。網野善彦氏はいう。「下人・所従」という言葉が、関係を示す言葉としてのみ使われ、一個の身分を示すものではなかった。(中略)日本の中世社会では、奴婢はついに身分としては固定しなかった」と。また次のようにも指摘される。『貞永式目が「百姓」の「去留」を「民意に任」せていたのは有名なことであるが、これを「小百姓」に適用できぬとする根拠はないのである。こうした面こそ彼等が「奴婢」ではなく、「百姓」といわれた側面を示しているので、一方で「下人」といい「所従」といわれても、彼等にはなおある程度まで、その独自の意志を動かさうる余地があった」と。^⑦こうして網野氏は、

「中世社会の深い奥底に、なおこのような自発性と「自由」が残されていた点、われわれは注目しておく必要がある」と、^⑧注意を喚起されるのである。地頭・預所・「本百姓」が「奴婢」を所有している場合もあり、「下人・所従」といわれた「小百姓」、さらには「本百姓」ですら隷属関係の面から売買・譲与の対象になりえたとき、さらにまた「奴婢」に身をおとした人でも「百姓」になりうる可能性を常にもっていたとして右のような評価を下されるのである。

すでに指摘したように、百姓の去留を民意に任すべしという条項の存在は、「百姓」にたいするもので、奴婢・雑人、下人・所従に及ぶものではなかった。そこには「百姓」という地位が単なる関係をしめすものとしてではなく、身分としての本質をもつものであることは疑うべくもない。問題はその浮動性ということである。かつて所従であったものが百姓となり名主となる。逆に、かつて名主たり百姓であったものが所従となり、奴婢・雑人化する。そういうことが容易に行なわれたとすれば、身分的屈従を逃れる道はたやすく、またその束縛をうけても自業自得ということになろう。そのときには身分は関係をしめすにすぎな

いといかえることも出来る。しかし、中世における身分の浮動性ということは、法的にもそうした規定があることから指摘されているものでないことに注意すべきであろう。当時の法、鎌倉幕府法・寺院法その他、中世の法のどこをみても身分を変えることは自由であるとするものはいつともない。否、逆に身分的秩序はすみずみにまで行きわたり、強化され、ひとつ身分が違えば、法的制約はまったく違うというべきであろう。にもかかわらず、当時の身分が関係をしめすにすぎないといわれるのは、農民的職の成立・発展によって、中世社会は、職の体系によっておおわられたような形をとり、その職が売買・譲与・寄進等によって権利譲与が可能であったからである。このよう特質をもつ職の秩序によって社会の全階層が包み込まれたとすれば、社会上のあらゆる地位は、いかなるものでも入手可能となると考えられることになる。だがはたしてそうなのであるうか。

まず、中世社会における職の体系というものは、領主的所有の歴史形態としてあらわれたものであることを確認することが必要である。この点についてはすでに指摘した。

それにならして農民的職の展開は、中世農民の人民的成長の歴史的形態のひとつとしてあらわれたのである。重層的職の体系＝領主的所有の形態を農民的職までくりこむことのできないことは、それぞれの発展段階差、さらには農民的職の展開にともなう重層的職の体系の動揺をみてもうかがわれる。確かに、荘園領主や地頭・庄官が農民的職を入手するということは行なわれた。しかし、かれらが農民的職を獲得することは農民化することではない。逆に、領主的職が他のものに委譲されたとはいえ、それはあくまでも領主層相互間のことであろう。農民が領主的職を獲得し、領主的身分を獲得するということは考えられない。職の移動の可能性はあたかも身分の移動をしめすようであるが、それは得分権の移動をしめすにすぎないのである。

地頭・庄官が没落して農民化することをもって、身分の浮動性は論じえないように、当時、職の移動が激しかったからといって、そのような事実が多いからといって、直ちに身分における浮動性に結びつきえないことは縷説を要しない。ある身分にあるものの身分的上昇ないし没落ということとは、それによって身分そのものが解消したものでな

ければ、身分が関係をしめすにすぎないことをしめすことでもない。言葉の遊戯でない以上、奴婢は奴婢であり、所従・下人は所従下人でしかない。そうした身分上の地位にあるものの変動がいちじるしいことと、身分が関係をしめすにすぎないということとは同じではない。一見、中世における身分が関係をしめすにすぎないようにみえるのは、ひとつには、職における売買・譲与の可能性・自由性にあるし、他のひとつはひとつの身分に位置するものの上昇・転化がいちじるしいところに根ざしているが、そのいずれにおいても身分は関係をしめすにすぎないということとはできないのである。

中世には近世における士・農・工・商のような形の整然たる身分秩序はなかった。しかし中世においても身分は厳然として存在した。この中世における身分は単に存在するにとどまらず、支配・収取の必須の前提であったと思う。中世の人々にとっていかなる身分に位置するかは支配・被支配の差異をしめす決定的な条件であった。中世における法規範において随所に身分的秩序が指摘しうるのはそうして始めて理解しうる。一見、中世において身分が浮動性を

もっているようにみうけられるのは、職の特質、その売買・譲与の可能な得分権としての性格に根ざし、かつまた、そのような性格をもつ職が農民階層の権利関係の上にもあらわれたためにほかならない。しかし、このような職の展開にもかかわらず、中世において身分的秩序はますます強調され、強化の動きをしめしたと考えられる。なぜなら、職の多様化のなかで、領主階層がその支配的地位を保つためには、農民層が身分として固定し、かつかれらがあくまでも忠実な貢納義務者であることが不可欠の前提であったからである。このように中世の身分はその所有制の支柱として絶えず再生産されたのである。

- ① 式目一三条・一五条・三四条等。そのほか御恩・無御恩・百姓・凡下とそれぞれ身分的秩序があったことは、金沢瀬戸橋内海殺生禁断事書（『金沢文庫古文書第一輯』二四）によって知られる。
- ② 『新訂増補國史大系33吾妻鏡後篇』五三七頁。
- ③ 『中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法』二四頁。
- ④ 前掲書二六頁。
- ⑤ 前掲書一四三頁。
- ⑥ 『中世荘園の権相』七五～六頁。
- ⑦ 前掲書七六頁。
- ⑧ 前掲書七八～九頁。

About Article 42 of *Goseibai-Shikimoku* 御成敗式目
—an essay on ownership and law in the Middle Ages—

by

Nakahiko Okuno

The object of this essay is to try thinking of the problem on ownership and law the Middle Ages through our understanding the article 42 of *Shikimoku* 式目. The provisory clause in article 42 tells peasants to leave their attitude to themselves. But this clause, though provisory, is often used as a matter of considering the characteristics of the Middle Ages. From the view-point that there is a kind of leap in the former interpretation of this provision, at first we consider the historical formation of the so-called peasants. Peasants in *Shikimoku* are those who were put down into the social position of non-componeots in the manorial villages, though the peasantry —who was regained as a basis of exploitation —in the dynastic state was divided into the village components, *Myoshu* 名主, and the non-components. Then, Article 42 is only the one of deciding the status of peasantry. What is more, there is an internal motive of contradiction in *Shiki* 職, a historical form of ownership in the Middle Ages. It takes shape of “ownership of feudal lords” (system of *Shiki*) versus “landholding of peasantry” (formation and differentiation of *Shiki* of peasantry). Though the order of *Shiki* appears to be completed through the formation of peasant *Shiki*, it goes without saying that this will be an index of the development of the mediaeval peasants as a people. The characteristic feature that *Shiki* will be an object to be bought and transfered causes the recognition that the status in the Middle Ages shows only its relation, but it does not show its unstability but only its transfer of *Tokubunken* 得分權. Complication of the collecting system in the various differentiation of *Shiki* assured its continuance and stability.